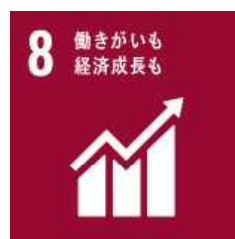


沖縄県食品ロス削減推進計画（骨子案）

【県民会議】



令和3年7月
沖縄県

2
3 **第1章 総論**

4 **第1節 計画策定の趣旨**

- 5 ・ 我が国においては、まだ食べることができる食品が、生産、製造、販売、消費等
6 の各段階において日常的に廃棄され大量の食品ロスが発生している現状がある。
7 ・ 食品ロスを削減していくためには、県民各層がそれぞれの立場において主体的に
8 この問題に取り組み、食べ物を無駄にしない意識の醸成とその定着を図っていくこ
9 とが重要。
10 ・ まだ食べることができる食品については、廃棄することなく、貧困、災害等によ
11 り必要な食べ物を十分に入手することができない人々に提供することを含め、でき
12 るだけ食品として活用することが重要。
13 ・ また、全国と比較して県民所得が低く、子どもの貧困率も高い状況にあることか
14 ら、未利用食品の活用等子どもの貧困問題等の対策と連動して検討することが必要。
15 ・ 国においては、「食品ロスの削減の推進に関する法律」（令和元年法律第19号。以
16 下「食品ロス削減推進法」という。）が公布・施行され、また、食品ロス削減推進法
17 第11条の規定に基づく「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」が閣議決定
18 された。
19 ・ 沖縄県としては、こうした状況を踏まえ、また「沖縄県SDGs推進方針」であ
20 る「沖縄らしい持続可能な社会の実現」に向け「沖縄県食品ロス削減推進計画」を
21 策定する。

22
23 **第2節 計画の位置付け**

24 **1 根拠法**

- 25 ・ 本計画は、食品ロス削減推進法第12条の規定に基づく「都道府県食品ロス削減
26 推進計画」に位置付ける。

27
28 **2 関係法令及び関連計画**

29 **(1) 食品ロス削減関連**

- 30 ・ 食品ロス削減の推進は、次に示す関連法令及び関連計画等にも位置付けられて
31 おり、これらの関連計画と調和を保ちながら連携を図る。
32 ① 第四次循環型社会形成推進基本計画
33 ② 食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針（食品リサイクル法）
34 ③ 沖縄県廃棄物処理計画
35 ④ 沖縄県食育推進計画

36
37 **(2) 沖縄県SDGs推進方針**

- 38 ・ 沖縄らしい持続可能な社会の実現に向け、食品等の地域資源が域内循環する循
39 環型社会の形成を目指す。

1 (3) 新たな振興計画(素案)

- 2 ・ 人の生活に起因する廃棄物の処理は地球環境に関する重大な課題であることから、廃棄物3R(リデュース、リユース、リサイクル)の積極的な推進に取り組むとともに、食品ロス削減等の再利用等に対する県民意識の向上に取り組む。

3 3 計画期間

- 4
5
6
7 ・ 本計画の期間は、令和4年度(2022年度)から令和13年度(2031年度)までの10年間とする。ただし、食品ロスを取り巻く状況や施策の実施状況等を勘案し、
8 計画開始5年後(令和8年度、2026年度)を目処に必要な見直しを行う。

9
10
11 **第2章 食品ロスを取り巻く現状と課題**

12 **第1節 社会情勢の状況**

13 **1 世界の現状**

- 14 ・ 世界の食料廃棄の状況
15 ・ 世界の人口は急増、一方で深刻な飢えや栄養不足
16 ・ SDGsの重要な柱

17
18 **2 国内の現状**

- 19 ・ 食料を海外から輸入に大きく依存し食糧自給率37%
20 ・ 一般廃棄物の現状
21 ・ 廃棄物の処理に多額のコストを投入する一方で、消費支出のうち食費の占める
22 割合27.5%(2019年平均)

23
24 **3 沖縄の現状**

- 25 ・ 一般廃棄物の現状(環境整備課作成)
26 ・ 食品廃棄物の現状
27 平成29年度における本県の食品廃棄物等の発生量は、年間約33万トンで、全
28 国平均と比べて1万8千トン多い。
29 業種区分ごとでは、食品製造業における発生量が約31万7千トンで95.8%を
30 占め、食品卸売業、食品小売業及び外食産業は、全国平均より発生量が少な
31 い。
32 ・ 消費支出のうち食費の占める割合は27.8%(2019年平均)

33
34 **第2節 食品ロスの現状(定量的な数値・指標)**

35 **1 全国の食品ロス量**

- 36 ・ 国全体600万トン【事業系324万トン・家庭系276万トン】(平成30年度推計)
37 ・ 国民1人当たり1日約129g(お茶碗約1杯分のご飯量に相当)、年間約47kg
38 (年間1人当たりの米の消費量に相当)

2 沖縄県の食品ロス量

- (1) 事業系食品ロス量（令和3年度実態調査：消費・暮らし安全課）
- (2) 家庭系食品ロス量（令和3年度実態調査：環境整備課）
- (3) 食品ロス問題を認知し削減に取り組む消費者の割合

3 これまでの県の取組

分野別の取組（関係部局の取組を分野別で整理）を記載する。

第3節 食品ロス削減に向けた本県の課題

- 1 事業系食品ロス関連（環境整備課、消費暮らし安全課）
- 2 家庭系食品ロス関連（環境整備課、消費暮らし安全課）
- 3 未利用食品の活用

(1) フードバンク及びフードドライブ

- ①小売業者において、消費期限切れの食料品の廃棄が発生している。フードバンク等に寄附したいが、寄附した食料品の管理等に不安がある。
- ②フードバンク事業者では、事業者から食料品の寄附を受け、市町村や市町村社会福祉協議会等を通じて食料品を提供しているが、事業者からの食料品の寄附が少なく、ニーズに対し十分な食料品が提供することができない状況。
- ③未利用食品の活用を推進するためには、食料品を提供する協力企業等を確保するとともに、支援を必要とする団体等のニーズを把握し、離島を含め、県内全域に食料品を配布するなど、持続的な食支援の仕組みの構築が必要。

(2) 災害用備蓄物資

県では、被災市町村の行う物資供給活動等を支援するため沖縄県備蓄方針に基づき食料品等を備蓄しているが、賞味期限が残り1年になった備蓄物資については、防災訓練や物資を必要とする公益性の高い団体等に提供するなど備蓄物資の効率的な活用方法を検討する必要がある。

第3章 本県が目指す将来像、各主体の役割・行動及び施策展開

第1節 沖縄県が目指す将来像

- 1 食品ロス削減を推進するためには、食べ物を無駄にしない意識の醸成とその定着を図る事が重要であり、県民各層が食品ロスの問題を「我が事」として捉え、食品ロス削減を実行していく社会を目指す。
- 2 持続可能な循環型社会の実現に向け、行政、事業者及び消費者等の多様な主体が連携・協働のもと、県民運動として食品ロス削減に取り組む社会を目指す。
- 3 未利用食品を生活困窮家庭対策等に活用していく社会を目指す。

第2節 各主体に求められる役割と行動

1 消費者の役割

消費者は、食品ロスの状況と、その影響や削減の必要性について理解を深めるとともに、日々の暮らしの中で自身が排出している食品ロスについて適切に理解

1 ・把握する。そして、食品ロスを削減するために自らができることを考え、行動
2 することが求められる。

4 2 農林漁業者・食品関連事業者等の役割

- 5 ・サプライチェーン全体で食品ロスの状況と、その削減の必要性について理解を深
6 め、消費者に対して、自らの取組に関する情報提供や啓発を実施する。
- 7 ・自らの事業活動により発生している食品ロス量を把握し、サプライチェーンでの
8 連携・見直しを図り、事業活動から排出される食品ロスの削減に努める。
- 9 ・これらの活動を行った上で発生する食品ロスについては、適切に再生利用を行う。
10 加えて、国又は地方公共団体が実施する食品ロスの削減に関する施策に協力する
11 よう努める。

13 (1) 農林漁業者

14 規格外や未利用の農林水産物の有効活用を促進する。

16 (2) 食品製造業者

- 17 ①食品原料の無駄のない利用や製造工程、出荷工程における適正管理・鮮度保持
18 に努める。
- 19 ②食品の製造方法の見直しや保存に資する容器包装の工夫等により、賞味期限の
20 延長に取り組む（その際、容器包装のプラスチック資源循環の推進も考慮する）。
21 また、年月表示化など賞味期限表示の大括り化に取り組む。
- 22 ③食品小売業者と連携し、需要予測の高度化や受発注リードタイムの調整等によ
23 り、サプライチェーン全体での食品ロス削減に資する適正受注を推進する。
- 24 ④消費実態に合わせた容量の適正化を図る。
- 25 ⑤製造時に生じる食品の端材や形崩れ品等について有効活用を促進する。

27 (3) 食品卸売・小売業者

- 28 ①サプライチェーン全体での食品ロス削減に資する厳しい納品期限（3分の1ルー
29 ル等）の緩和や、需要予測の高度化や受発注リードタイムの調整等による適正発
30 注の推進等の商慣習の見直しに取り組む。
- 31 ②天候や日取り（曜日）などを考慮した需要予測に基づく仕入れ、販売等を工夫す
32 る。また、季節商品については予約制とする等、需要に応じた販売を工夫する。
- 33 ③賞味期限、消費期限に近い食品から購入するよう促し、売り切るための取組（値
34 引き・ポイント付与等）を行う。小分け販売や少量販売など消費者が使い切りや
35 すい工夫を行う。
- 36 ④食品小売業者（フランチャイズ店）における食品ロスについて、本部と加盟店と
37 が協力して、削減に努める。

39 (4) 外食事業者（レストラン、宴会場のあるホテル等を含む。）

- 40 ①天候や日取り（曜日）、消費者特性などを考慮した仕入れ、提供等を工夫する。
- 41 ②消費者が食べきれる量を選択できる仕組み（小盛り・小分けメニューや、
42 要望に応じた量の調整等）を導入する。
- 43 ③おいしい食べきりと呼び掛ける「3010運動」等の取組を行う。

- 1 ④消費者の自己責任を前提に、衛生上の注意事項を説明した上で可能な範
2 囲で持ち帰り用容器による残った料理の持ち帰りをできることとし、そ
3 の旨分かりやすい情報提供を行う。
4 ⑤外食事業者以外で食事の提供等を行う事業者は、食品ロス削減のための
5 可能な取組を行う。
6

7 (5) 食品関連事業者等に共通する事項

- 8 ①包装資材（段ボール等）に傷や汚れがあったとしても、商品である中身が
9 毀損していなければ、輸送・保管等に支障を来す場合等を除いて、そのま
10 まの荷姿で販売することを許容する。
11 ②フードシェアリング（そのままでは廃棄されてしまう食品と購入希望者と
12 のマッチング）の活用等による売り切りの工夫を行う。
13 ③未利用食品を提供するための活動（いわゆるフードバンク活動）とその役
14 割を理解し、積極的に未利用食品の提供を行う。
15 ④食品ロスの削減に向けた組織体制を整備するとともに、取組の内容や進捗状況等
16 について、自ら積極的に開示する。
17

18 3 農林漁業者・食品関連事業者以外の事業者の役割

19 食品ロスの状況と、その削減の必要性について理解を深め、社員等への啓発を行
20 う。また、災害時用備蓄食料の有効活用に努める（フードバンクへの提供を含む）。
21

22 4 関係団体の役割（マスコミ、消費者団体、NPO等）

23 マスコミや消費者団体等は、沖縄県が目指す将来像の実現のため、それぞれの立
24 場で協力するとともに、消費者及び事業者がその役割を理解し、行動できるよう
25 積極的な普及啓発活動等に取り組む。
26

27 5 行政の役割

28 (1) 沖縄県

29 県は、全県的な食品ロス削減の取り組みを展開するため「沖縄県食品ロス削減
30 推進県民会議」及び「沖縄県食品ロス削減推進会議」等の推進体制を構築し、
31 県民（消費者）、事業者、関係団体等との連携・協働を図りながら、各種施策を実
32 施する。また、県民（事業者）、事業者及び関係団体等による食品ロス削減の取組
33 に対して支援する。
34

35 (2) 市町村

36 市町村は、食品ロス削減推進法第13条の規定に基づき、基本方針及び沖縄県食
37 品ロス削減推進計画を踏まえ、地域の特性に応じた当該市町村の区域内における
38 市町村食品ロス削減推進計画を定め、実施するよう務める。また、沖縄県食品ロ
39 ス削減推進計画に定める施策の推進に協力するものとする。
40

41 第3節 食品ロス削減の基本的な施策

42 1 基本的施策の方向性

- 1 ・食品ロスを削減推進するため、食べ物を無駄にしない意識の醸成と定着を図る。
- 2 ・県民各層が食品ロスの問題を「我が事」として捉え、行政、事業者及び消費者
- 3 等の多様な主体が連携・協働のもと県民運動として食品ロスの削減に取り組む。
- 4 ・未利用食品等を生活困窮家庭対策等に活用する仕組みを構築する。

6 2 基本的施策の推進

7 国の基本方針及び県の現状・特性を踏まえて、以下の施策を展開する。

8 (1) 教育及び学習の振興、普及啓発

9 消費者、事業者等が食品ロスの削減について理解と関心を深めるとともに、そ
10 れぞれの立場から取り組むことを促進するよう教育及び普及啓発の施策を推進
11 する。

- 12
- 13 ・家庭における食品ロス削減の普及啓発の推進
- 14
- 15 ・食品ロス削減に関する講座の実施
- 16
- 17 ・賞味期限や消費期限表示の正しい理解の促進
- 18
- 19 ・宴会やビーチパーティ等季節ごとの情報発信
- 20
- 21 ・外食時食べきり・持ち帰り等の啓発推進（ドギーバッグの活用の普及啓発）
- 22
- 23 ・3010運動の推進（宴会時における開始30分と終了10前の食べきり取組）
- 24
- 25 ・食品廃棄物の3Rの推進
- 26
- 27 ・沖縄県食育推進計画と連携した食品ロス削減の推進
- 28
- 29 ・商慣習見直し機運の醸成（食品流通段階での納品期限3分の1ルールの緩和等）
- 30
- 31 ・もったいない意識の醸成を図るための県独自のロゴマーク等の活用
- 32
- 33 ・食品ロス削減月間（10月）等の取組
- 34
- 35 ・県広報媒体等を活用した広報活動
- 36
- 37 ・観光客等への普及啓発
- 38
- 39 ・関係団体への普及啓発
- 40

- ・その他必要と思われる施策

(2) 食品関連事業者系食品ロス対策

食品関連事業者及び農林漁業者が実施する食品の生産、製造、販売等の各段階において発生している食品ロスの削減のために積極的な取組を支援する。

- ・規格外や未利用の農水産物の活用の促進
- ・賞味期限の大括り化の促進
- ・商慣習見直し機運の醸成（食品流通段階での納品期限3分の1ルール緩和等）
- ・外食時の食べきりやドギーバッグを活用した持ち帰り等の促進
- ・その他必要と思われる施策

(3) 表彰制度の創設

行政、事業者、消費者等が連携した県民総ぐるみ参加の食品ロス等削減運動を推進するため、食品ロスの削減に関し顕著な功績があると認められる者を表彰する。

- ・食品ロス削減に貢献した事業者への表彰制度の創設
- ・その他必要と思われる施策

(4) 実態調査及び調査・研究の推進

食品ロス削減の効果的な施策を検討するため、県内の食品ロス実態調査を実施し要因等を分析する。また、食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合を調査する。

- ・家庭系食品ロス発生量の調査
- ・事業系食品ロス発生量の調査
- ・その他必要と思われる施策

(5) 情報の収集及び提供

食品ロス問題と取組の重要性を理解と関心を増進するため、県広報媒体等を活用して広報活動を実施する。

- ・先進的な食品ロス削減の取組等の広報活動
- ・エシカル消費啓発と連動した取組

- 1
2 ・その他必要と思われる施策
3

4 **(6) 未利用食品を提供するための活動の支援等**

5 フードドライブ、未利用加工食品等の活用によりフードバンク活動の取組を支
6 援するとともに、生活困窮家庭等への未利用食品の活用を促進する。
7 また、災害備蓄食料の更新の際の有効活用を図る。

- 8
9 ・フードバンク活動の取組支援

- 10
11 ・生活困窮家庭等への未利用食品の活用の推進。

- 12
13 ・災害備蓄食料の有効活用

- 14
15 ・その他必要と思われる施策
16

17 **第4節 沖縄県の特性を踏まえた施策展開**

18 **1 未利用食品の有効活用の推進**

19 **(1) 生活困窮家庭等への未利用食品等の食料支援の仕組みを構築**

20 **①現状と課題**

- 21 ・深刻な子どもの貧困率

22 平成27年11月に県が実施した調査における沖縄県の子どもの貧困率は29.9%
23 で、全国の13.9%と比較し約2倍。

24 母子世帯など子どもがいる大人が1人の世帯の貧困率は58.9%

- 25 ・フードドライブ、未利用加工食品等の活用によりフードバンク活動の取組を
26 支援するとともに、生活困窮家庭等への未利用食品の活用を推進する必要が
27 ある。

28 **②施策展開**

- 29 ・沖縄子ども未来県民会議と連携した食料支援の仕組みづくりを構築する。
30

31 **(2) 県の防災備蓄物資（食料）の有効活用の推進**

32 **①現状と課題**

- 33 ・「沖縄県備蓄方針」に基づき計画的に備蓄している物資（食料）について、
34 賞味期限が迫った物資（食料）の処理方法が定められていない。

35
36 **②施策展開**

- 37 ・備蓄物資の買い替え時期に合わせて賞味期限が1年に迫った物資（食料）を
38 フードバンク等に提供し有効活用を図る。
39

40 **2 台風等により仕入れが遅れた食品等の有効活用の促進**

1 **①現状と課題**

- 2 ・ 毎年のように本県に襲来する台風等災害により、小売事業者等が県外等から
3 仕入れた食品が消費期限が短くなることで店舗販売や宅配ができなくなり廃
4 棄するケースが生じる場合がある。

5
6 **②施策展開**

- 7 ・ フードバンク等を活用し子ども食堂や生活困窮家庭等に提供できるような仕
8 組みを構築する。

9
10 **3 観光客への食品ロス削減の普及啓発の取組**

11 **(1) 現状と課題**

- 12 ・ 新型コロナウイルス感染症が流行する以前は、本県の入域観光客数が約1000万
13 人の観光立県であることを踏まえ、ウィズコロナ、アフターコロナを見据えて
14 観光客等に対する食品ロス削減の取組が必要。また、観光客等の受け入れ側の
15 宿泊施設や観光施設にも食品ロス削減の取組を促進する。

16
17 **(2) 施策展開**

- 18 ・ 観光誘客プロモーションや修学旅行誘致を行う際に食品ロス削減の啓発活動
19 を行う。合わせて、観光客や MICE 等を受け入れる宿泊施設や観光施設等の管理
20 者側に対しても食品ロス削減の取組の推進を呼びかける。

21
22
23 **第4章 計画の推進体制及び進行管理**

24 **第1節 推進体制の整備**

- 25 1 消費者、事業者、関係団体、行政等の多様な主体が適切な役割分担のもと、
26 相互に連携・協働し県民総ぐるみ参加の食品ロス削減に取り組む。
- 27
- 28 2 庁内組織である「沖縄県食品ロス削減推進会議」において、部局横断的な施
29 策や普及啓発の方策等を検討・協議する。
- 30
- 31 3 官民一体組織である「沖縄県食品ロス削減推進県民会議」において、事業者、
32 関係団体、行政等の多様な主体が連携・協働を図りながら、食品ロス削減等
33 の取組を推進する。

34
35 **第2節 計画の進行管理**

36 **1 計画推進を図るための指標及び数値目標の設定**

- 37 ・ 計画推進を図るため食品ロス削減に関する指標及び数値目標を設定する。
38 また、食品ロス削減の推進に関する施策の実施状況について継続的に点検し、
39 PDCAサイクルによる進行管理を行いながら、必要に応じて施策の見直し

等を実施する。

(参考)

- ・SDGsの目標12「つくる責任つかう責任」のターゲット12.3では「2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食料の損失を減少させる。」と掲げられてる。
- ・家庭系食品ロスについては、「第四次循環型社会形成推進基本計画」（平成30年6月閣議決定）において、事業系食品ロスについては、「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針」（令和元年7月公表）において、ともに2000年度比で2030年度までに食品ロスを半減させるという目標を設定している。

2 沖縄県の食品ロスの指標及び削減目標

①計画開始年度（令和4年度・2022年度）の食品ロス量（●●トン）を、計画最終年度（令和13年度・2031年度）までに、食品ロス数を●●トンまで削減することを旨とする。

指標	計画開始年度 (令和4年度・2022年度)	計画最終年度 (令和13年度・2031年度)
家庭系食品ロス量	●●トン	令和4年度から○トン削減
事業系食品ロス量	●●トン	令和4年度から○トン削減
県民1人当たりの食品ロス量	●●g/人・日	●●g/人・日

②食品ロス問題を認知し削減に取り組む消費者の割合

指標	令和4年度	令和13年度
食品ロス問題を認知している県民の割合	R3年度調査	○%
食品ロス問題を認知し削減に取り組む県民の割合	R3年度調査	○%

1
2
3
4
5
6
7
8

※計画策定時における巻末添付資料

- 食品ロスの削減に関する法律の概要
- 食品ロスに関する用語解説
- 「沖縄県食品ロス削減推進会議」委員名簿
- 「沖縄県食品ロス削減推進県民会議」委員名簿